

平成 22 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 22 年 9 月 28 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎眞志男	君	23 番	平岡 秀樹	君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番	川峯 正美	君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番	池田 裕之	君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番		君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

10 番	元島 正則	君	13 番	松本 明博	君
------	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 任	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	主 任	松村 康平
主 任	浦上 達也		

4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 52 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 53 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 54 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 55 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
日程第 6	議第 56 号	天草市農業委員会農地パトロール実施要領の制定について

閉 会

開 議 午後2時17分

○事務局長 皆さんこんにちは。ただ今から、平成22年第9回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

○会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。ここ2、3日前から朝夕涼しくなりましたが、今年の残暑厳しい中での農作業は大変だったろうと思います。体を大事にしながらお励みいただきたいと思います。また、農業委員の自主活動として実施しています耕作放棄地解消活動ですが、これまでいろいろの準備をしていただきました地元の川原委員、小堀田委員に感謝いたしたいと思います。この前天草町の大江地区で、もみじ保育園の園児と大江小学校の1年から6年生の子どもたちに参加してもらって、農業委員と一緒にヒマワリの種まきを実施しました。11月のはじめには花摘み作業もありますけれども、最後までご協力をよろしくをお願いします。

○事務局長 本日は、10番元島委員、13松本委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 それでは、27番池田裕之委員、28番川原昭雄委員を指名いたします。

○議長 日程第2、議第52号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各審議案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため、●町の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡と田●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で容易に通作でき、申請地は水稻及び野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取得する農地についてもすべて耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

○事務局 2番について説明します。●市の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●町の譲渡人●さん他●名より、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については申請地付近の山林に建築した住居から農地までの距離は全て10キロ以内で容易に通作でき、

申請地には果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

3番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●市の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地从農地までの距離は全て10キロ以内で容易に通作でき、申請地には水稻を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○事務局 4番について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長 1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○委員 ●番●です。1番について説明します。譲渡人は譲受人の弟さんです。今までずっと耕作されていたのをこの度贈与するというので、問題は無いと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。2番について説明します。譲受人は●の方ですが、●の方でミカンを●アールほど経営されていらっしゃるそうです。先日現地を確認に行きました中で、譲渡人側に不幸がありまして耕作放棄地だった申請地が綺麗になっておりました。息子さん夫婦が●ヶ月前にこちらに住所も移して頑張っておられるそうです。何も問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 ●番●です。今、地元委員さんから説明がありましたが、譲渡人である●さんというのは甘夏を栽培されていた方でしょうか。また、他●名とありますが、その方々についてもご説明を御願いたします。

○担当委員 ご質問のとおり、譲渡人は●町で甘夏を中心に●町ほど経営をされていた方ですが、もろもろ事情がありまして、耕作放棄地になっていたものでございます。その他の所有者については、事務局から説明を御願したいと思います。

○事務局 ご説明申し上げます。●さん他●名と申しますのは、●さんとその兄弟の方、また亡くなられた兄弟の相続人の方々でございます。

○議長 ●委員、よろしいですか。

(はいと声あり)

○議長 他に何かございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。3番の件について説明します。譲渡人は●市にお住まいで、90歳を超えた高齢だそうです。譲受人は●に勤めながら●反ほど耕作をされている方です。●枚の水田ですが、経営規模拡大のために売買を行うということでございます。何ら問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。4番の件について説明します。申請地の水田の両サイドの所有者が譲受人で、申請地の耕作者も譲受人だそうです。現在の耕作者に売買するというもので何ら問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第3、議第53号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●市の●さんは、個人住宅と共同住宅建築のため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。既に、建設されており始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無については、隣接地に農地はありません。以下記載のとおりとなっております。以下記載のとおりとなっております。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。見取図及び写真をご覧ください。商店や住宅が建ち並ぶ区域に、昭和年代からご覧のような建物が建っている訳でございます。

敷地が●筆になっていまして、その真ん中に畑地目が残っていたそうです。そのため、始末書がつけてございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは墓地建設ため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地はありません。また、環境課と連絡をとりましたら、許可見込みとのことでした。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○委員 ●番●です。2番について説明いたします。図面の3、4ページをご覧いただきたいと思います。今あるお墓が申請地より200mほど山のほうへ上がった場所にあるようで、高齢になり墓参りにも支障があるようになってきたので、道路から近いところに建設したいということでした。また、畑の真ん中に計画したことについて質問しましたら、申請地の5m上に道路が通っておりまして、写真にありますとおりブロック擁壁のところは以前崩れてきたそうです。その横の付近からは水が湧くようで、また崩れそうなので、擁壁の下付近に造ることにしたということでした。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 ●番●です。墓地への転用ですが、以前うちの町で転用申請がありまして、許可相当の意見を出したときに、近隣住民の方々が建設に反対されて、農業委員会にも苦情が寄せられたことがあります。そういったこともありますので、墓は慎重に審議すべきだと思います。

○議長 墓地については、特別の許可条件があると思いますが、その辺を事務局に説明していただきたいと思います。

○事務局 許可申請の審査資料をご覧いただきたいと思います。ここの一般基準の5番に「行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」というところに、許可見込みという記載がありますが、この案件の場合、環境課の墓地等の設置許可が必要になりますので、環境課の担当者と打合せを行いました。周辺200mの住民の同意書であるとか、墓地管理組合の設立に関する書類等の必要な書類は申請書類に全て添付して申請されており、農地法上の許可ができれば、許可見込みということを確認しております。

○質問委員 ●番●です。環境課の方は許可見込みというわけですね。こういう案件の場合は、次回からもう少し詳しく説明を御願いしたいと思います。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の●さんは合併浄化槽設置及び駐車場とするため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。すでに造成されているため始末書が添付されています。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○委員 ●番●です。3番について説明いたします。申請地は2トントラックがやっと通る山の中の狭い道路の周辺に民家が点在する地域でございます。以前は汲み取り式でしたが、昨今の時代でございますので水洗トイレを設置することになったけれども、家の敷地が狭いため、4mほど下の段にある道路に接している申請地に浄化槽を設置しなければならなかったそうです。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第4、議第54号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、自宅の駐車場とするため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接地に農地はありません。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。譲受人の●さんは自宅横の農地●筆を買い入れて自宅の駐車場及び通路として利用する計画だそうです。近隣は住宅地で、特別問題は無いと思いますので審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●市の譲受人●さんは、アパートの駐車場の一部とするため、●町の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。既に駐車場として利用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。2番について説明します。位置図及び写真は9ページと10ページにあります。譲受人は隣接地にアパートを経営しておりまして、そのアパートの住人用の駐車場が不足するために、駐車場の拡張をしたいということで売買で申請をされています。既に整地がなされ、利用されておりましたので始末書が添付されています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の借受人●さんと●さんは、個人住宅を建築するため、●町の貸渡人●さんより●町の田●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。3番について説明します。位置図及び写真は11ページと12ページにあります。貸渡人と借受人は親子関係です。市の水道より給水し、汚水等は下水道に排水という計画です。周囲は宅地化が進んでおり隣接農地の同意書がつけてあります。特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の借受人●さんは、自動車の屋外展示場を拡張するため、●町の貸渡人●さんと●さんより田●㎡を賃貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。4番について説明します。位置図は13ページ、写真は14ページになります。借受人は現在●に自動車展示場を設置しておられますが、隣接地●筆の水田を●人の方より賃貸により借り受け、展示場を拡張したいというものです。給水はありません。雨水等は敷地内に側溝を設け、道路側溝に放流する計画です。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の譲受人●さんは、資材置場敷地内の通路とするため、●町の譲渡人●さんより田●㎡を交換により転用したいというものです。すでに使用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。5番について説明します。申請地は15、16ページの位置図と写真をご覧ください。現地で譲受人に話を聞きますと、平成●年に双方で土地交換の合意ができて利用はしていたけれども、そのままになっていたそうです。相手の方の宅地を今回分筆を行い、正式に許可を受けて、登記をしたいということでした。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の借受人●さんは、個人住宅とするため、●町の貸渡人●さんより●町の畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。6番について説明します。申請地は15、16ページの位置図と写真をご覧ください。●筆の畑を使用貸借により借り受け、住宅を建築したいというものです。貸渡人は借受人のお父さんです。近隣の農地に影響が少ないように平屋建てにする計画で、市水より給水し、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流する計画です。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんと●さんは、駐車場の一部とするため、●町の●さんより●町の畑●㎡を交換により転用したいというものです。
別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。

○委員 ●番●です。7番について説明します。場所等については資料の19、20ページを参照いただきたいと思います。譲渡人の●さんが自宅を作られるときに進入路として譲受人の土地を譲り受けておられたそうです。その分の交換として今回申請の畑の転用申請でございます。目的は隣接の月極駐車場の一部とするものでございます。特別問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番について説明します。●町の譲受人●さんは、個人住宅とするため、●市の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により転用したいというものです。
別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が添付してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております。

○委員 ●番●です。8番について説明します。申請の土地は道路改良工事の時に区画が整形された土地で、周辺も住宅が建ちつつあります。地目は田になっていますが、耕作もされていないので、宅地課税になっているそうです。市水より給水し、汚水等は合併処理浄化槽で処理して道路側溝へ放流という計画です。特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○事務局 9番について説明します。●町の譲受人●さんは、個人住宅とするため、●市の●さんより、●町の畑●㎡を贈与により転用したいというものです。以前住宅が建っていたため顛末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が添付してあり適当です。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

○委員 ●番●です。9番について説明します。申請の土地には以前から第三者の住宅が建っていたわけですが、シロアリにやられたので家が解かれています。今回譲渡人の甥にあたる譲受人が住宅を新築するにあたって農地名義だということが判り、顛末書を添付して贈与で申請がなされています。特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番につきまして説明をお願いします。

○事務局 10番について説明します。●町の譲受人●さんは山林として、●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を生前贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております。

○委員 ●番●です。10番について説明します。位置図等は25ページ、現場写真は26ページをご覧くださいと思います。譲渡人の●さんは譲受人の●さんのお兄さんの奥さんの子どもさんになります。●家の土地が亡くなったお父さんの名義になっていたものをいけば●家の現在の跡取りに返すということでございます。長年耕作されていなかったため、今は雑木等が大きくなっているため、植林して管理したいということでした。周辺も遊休化しているところが多い訳ですが、隣接同意書も添付されており、転用自体は特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第5、議第55号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第55号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町の●さん他利用権の新規設定の計画が27件、再設定の計画が13件で、総面積は86,737.27㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等、各要件を満たしております。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありますか。
(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から40番までの件について質疑はありますか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から40番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

○議長 それでは、日程第6、議第56号天草市農業委員会農地パトロール実施要領の制定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 日程第6議第56号「天草市農業委員会農地パトロール実施要領」の制定についてご説明いたします。

委員の皆様もご承知のとおり、昨年12月に改正農地法が施行されました。それに伴い、それまで農業経営基盤強化促進法に位置づけられていた、遊休農地に関する規定が農地法に移管され、農地法第30条から第35条及び第43条に規程されています。

農地パトロールは、平成20年度からは「くまもと農業バックアップ大作戦」の一環として行っていましたが、遊休農地対策について農業委員会が農地法によって行う業務となったことに伴いまして、新たに実施要領を定める必要がありますので、議題として提案申し上げる次第でございます。読み上げまして、ご提案といたします。

…以下について読み上げる…

天草市農業委員会農地パトロール実施要領

(趣旨)

第1条 農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、農地の違反転用防止対策等について重点的に取り組む。

(農地パトロール月間)

第2条 毎年10月から11月までを農地パトロール月間として設定し、この期間中に実施する農地パトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけて実施する。

(実施の対象及び内容)

第3条 農地パトロールは、全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局職員、地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。なお、実施に当たっては、次の事項を主体的に実施する。

- (1)土地改良事業を実施した地域及び周辺農業に及ぼす影響が大きい地域（以下「重点地域」という。）における遊休農地の把握
- (2)その他の地域における目視による遊休農地の把握
- (3)農地法の許可案件の履行状況の確認
- (4)農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (5)農地の違反転用の早期発見
- (6)相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認

(事前準備等)

第4条 農地パトロールを実施する際には、区域を区切って地区担当の農業委員を定める。

また、重点地域においては、農業委員会事務局において平面図等をあらかじめ準備する。

2 調査に当たっては、身分証明書、委員帽子、腕章等により調査員であることを明らかにするとともに、必要に応じてカメラを持参して農地の状況を撮影する。

(調査結果の整理等)

第5条 農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応について協議する。

- (1)遊休農地については、農地法第30条以下の指導等を行うとともに、その結果を農地基本台帳に記録する。なお、指導等を行う際には、原則としてまず口頭で行い、次いで文書により行う。
- (2)違反転用農地等については、適切かつ速やかに是正指導を行う。
- (3)農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、農地基本台帳から削除するとともに、「非農地通知一覧表」により管理する。
- (4)その他是正指導が必要な農地については、適切な指導を行うとともに関係機関へ通知する。

(連絡・調整)

第6条 農地パトロールの実施にあたっては、天草市、熊本県、熊本県農業会議等の関係機

関との緊密な連絡・調整を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

以上です。また、総会終了後の全員協議会で、より具体的な実施計画について協議をお願いすることとしております。

○議長 ただ今説明がありました件について、質問、意見等はありませんか。

○委員 ●番●です。遊休農地については、今まで農業委員会にはあまり権限がなかったように感じています。長年遊休化している農地があって、農業委員が中に入って貸し借りの話をして断られたりしていたわけです。先ほどの実施要綱第5条の説明の中で、口頭指導、文書指導等を行なうとありましたが、以前より厳しく指導しても良くなったと解釈するわけですが、それでよろしいですか。

○事務局 改正農地法では、遊休農地に関する措置が農地法の30条から規定されております。農地の利用調査で遊休農地が判明した場合に農地の有効利用を図ることを所有者に指導することから、指導に従わない場合に遊休農地である旨の通知を行い、改善計画を求めたり、有効利用を図るための必要な措置をとるよう勧告を行ったり、県知事に調停を求めたりすることができるようになっております。また、所有者が不明な土地を利用したい者がいる場合は、県知事が特定利用権の設定を裁定することまでできるようになっております。

法律的な裏づけができたことに伴い、以前よりは強く指導することは可能になりましたが、当面は所有者の意向調査を実施するなどして所有者の方と協議を行いながら解消を図りたいと考えています。

○議長 ●委員、今の説明でよろしいですか。

(はいと言う声あり)

○議長他に何かございませんか。また、総会終了後の全員協議会で、より具体的な実施計画について協議をしていただくことにはなっております。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

午後3時54分

閉 会